総　　務

１　庁　舎（総務課）

(1) 市庁舎建築概要（本館）

所 在 地	桃園町２番１号
敷地面積	17,703.15 ㎡(センターと同一)
建築面積	4,692.59 ㎡
延床面積	19,409.70 ㎡
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造り、一部鉄筋コンクリート造り
階　　層	地下２階　地上７階　塔屋２階
完　　工	昭和４５年１２月２５日

(2) 市庁舎建築概要（総合センター）

所 在 地	桃園町２番１号
敷地面積	17,703.15 ㎡(本館と同一)
建築面積	3,359.95 ㎡
延床面積	22,587.79 ㎡
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り
階　　層	地下１階　地上１５階　塔屋２階
完　　工	平成５年１２月２８日
主 用 途	中央図書館、生涯学習センター及び行政部門

２　統　計（総務課）

高槻市では、法定受託事務として、各種基幹統計調査を実施するとともに、統計調査員の確保及び資質向上を図るため、統計調査員候補者登録要綱を定め、調査を円滑に実施するための体制づくりに努めている。

また、統計資料の収集・整備等を行い、行政関連業務統計・各種基幹統計調査結果を中心に編集した「高槻市統計書」と、年齢別・町丁字別の「高槻市の人口」を作成し、本市の基礎的な統計資料として行政内部及び一般利用者に提供している。なお、「高槻市統計書」と「高槻市の人口」をホームページに掲載し、利便性の向上を図っている。

３　情報公開制度（政策法務室）

開かれた市政の実現を図り、知る権利の保障に資するため、市の保有する情報を原則として公開することを定めた高槻市情報公開条例の適正な運用に努めている。

(1) 情報提供

「行政資料コーナー」に市の各種行政資料を収集、展示し、市民への閲覧を行うほか、市の発行した有料刊行物の展示を行っている。

また、文書管理システムから抽出した文書件名等をホームページで公開し、情報提供を行っている。

(2) 情報公開請求

令和７年度の情報公開請求は、１６０件であった。なお、令和６年度までは、情報公開請求に対して

公開した文書件数を基に計上していたが、令和７年度からは請求件数を基に計上している。

(3) 審査請求等

高槻市行政不服等審査会（以下「審査会」という。）では、情報公開制度に関する事項として、非公開決定等に対する審査請求について審査するほか、情報公開制度の重要事項について調査審議している。

(4) 会議の公開

市民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを推進することを目的として、審議会等の会議の公開制度を実施している。市役所本館１階エレベーター前の掲示板や市の広報・ホームページに公開する会議を公表し、会議の内容についても、行政資料コーナーで会議録等の閲覧ができるほか、市のホームページにおいても審議の概要や答申を閲覧することができる。

(5) 市の出資法人等の情報公開制度

市が全面出資している出資法人及び市の公の施設を管理する指定管理者では、情報公開申出制度事務要領を作成し、市に準じた情報公開制度を実施している。

４　個人情報保護制度（政策法務室）

公正な市政と個人の尊厳を確保し、市民の基本的人権の擁護に資するため、個人情報の保護に関する法律の適正な運用に努めている。

(1) 個人情報ファイル簿

令和７年度末現在の総件数は２７０件であった。

(2) 保有個人情報開示等請求

自己に係る個人情報の開示、訂正、利用停止の請求を受けて、保有個人情報の開示等を行うものである。令和７年度は、１００件の請求がなされた。

(3) 審査請求等

審査会は、個人情報保護制度に関する事項として、保有個人情報開示請求等における非開示等の決定に対する審査請求について審査するほか、特定個人情報保護評価書の第三者点検及び個人情報保護制度の重要事項について調査審議している。

(4) 個人情報の保護に関する苦情の申出

市長は、個人情報の保護に関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めている。

５　職員採用・給与等（人材戦略室）

(1) 採用退職関係（再任用職員除く）（令和７年度）

採用者数　　８６人　　退職者数　７９人

(2) 給与関係

① 初任給

区分		等級－号給	初任給（円）
一般行政職	高校卒	８－９	206,700
	短大卒	８－１７	219,400
	大学卒	８－２５	232,000
医療職	大学卒	４－５	314,500
	博士課程卒	４－２５	380,800
技能職	１８歳基準	４－１３	217,300

② 平均給料月額及び平均年齢の状況

区　分	平均給料月額（円）	平均年齢
一般行政職	338,637	43.3歳
技　能　職	299,695	46.6歳

（令和８年４月１日現在）

③ ラスパイレス指数の推移

令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度
９６．８	９６．４	９７．３	９７．９

④ 諸手当

ア　扶養手当

・子　　１３,０００円

・父母等　　（部長代理級）３,５００円　（課長級以下）６,５００円

満１５歳に達する日以降の最初の４月１日から満２２歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある子については１人につき5,０００円を加算する。

イ　通勤手当

・ 交通用具利用者　　（単位：円）

	使用距離（片道）	2km以上5km未満	5km以上10km未満	10km以上15km未満	15km以上20km未満	20km以上25km未満	25km以上30km未満	30km以上35km未満	35km以上40km未満	40km以上45km未満
種　類	自転車	2,000	4,200	7,300	10,400	13,500	16,600	19,700	22,800	25,900
	自転車を除く交通用具	3,600								

	使用距離（片道）	45km以上50km未満	50km以上55km未満	55km以上60km未満	60km以上65km未満	65km以上70km未満	70km以上75km未満	75km以上80km未満	80km以上85km未満	85km以上90km未満
種　類	交通用具	29,100	32,300	35,500	38,700	42,200	45,700	49,200	52,700	56,200

	使用距離（片道）	90km以上95km未満	95km以上100km未満	100km以上
種　類	交通用具	59,600	63,000	66,400

※　交通機関利用者　　通勤定期券６か月分相当額支給。

※　支給限度額は、１か月あたり１５０,０００円。

ウ　住居手当

（借家）　家賃の額が２７,０００円を超えないときは家賃の額から１６,０００円を控除した額、２７,０００円を超えるときは１１,０００円に家賃の額から２７,０００円を控除した額の２分の１に相当する額（その２分の１に相当する額が１７,０００円を超えるときは１７,０００円とする）を加算した額（ただし、最高支給限度額は２８,０００円）

（持家世帯主）　なし

エ　管理職手当

役職名	支給額（円）
部長・理事	85,000
部長代理・参事	80,000
課長・主幹	64,000
保育所長・認定こども園長・幼稚園長（副主幹級）	60,000
幼稚園長（主査級）	56,000

オ　期末・勤勉手当（令和７年度）　（単位：月）

区分	課長級（３等級）以上の一般職		左記以外の一般職		特別職	
	６月期	12 月期	６月期	12 月期	６月期	12 月期
期末手当	1.05	1.075	1.25	1.275	2.275	2.325
勤勉手当	1.25	1.275	1.05	1.075	－	－
計	2.3	2.35	2.3	2.35	2.275	2.325

(3) 旅　　費

（単位：円）

職　　員	鉄道賃・船賃・航空賃及びその他の交通費	宿泊費	宿泊手当
特別職の職員	旅客運賃等	都道府県ごとに定めた宿泊費基準額を上限に実費額を支給	１夜当たり 2,400
一般職の職員			

※　旅行経路と通勤経路が重複する場合、定期券相当額の通勤手当の支給がある職員については、重複部分の旅費は支給しない。

※　宿泊手当は旅行に必要な諸雑費及び出張先での夕朝食代の掛かり増しの費用に充てるものであるため、条件によって調整を行う。

(4) 特別職等の給料月額

（単位：円）

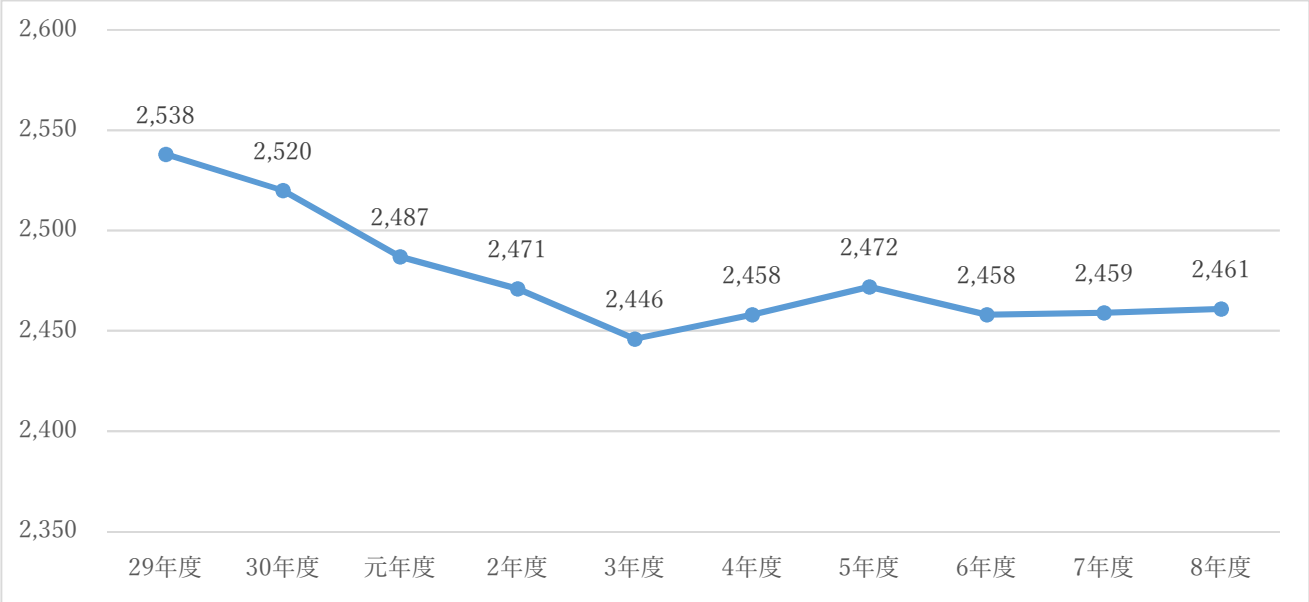
役　職　名	平成６年 10 月１日	平成４年 10 月１日	平成２年 12 月１日
市　　長	1,065,000	990,000	920,000
副　市　長	935,000	860,000	790,000
常勤監査委員	583,000	540,000	（注）500,000
教　育　長	825,000	770,000	710,000
企業管理者	825,000	770,000	710,000

※　常勤の監査委員は平成３年６月２８日から適用。

※　令和７年４月１日から令和９年４月３０日までの間、上記の給料月額から市長は１０％、市長以外は５％減額して支給している。

(5) 職員数の推移

※各年度４月１日現在　（単位：人）



６　職員研修（人材戦略室）

(1) 研修目標

将来の厳しい財政状況を見据え、少数精鋭の人員体制で行政運営を維持・向上させていくには、各職員が求められる職責を担えるよう、個々の能力を高めていくとともに、職員への意識づけを継続して行っていく必要がある。研修の実施にあたっては令和４年３月に改訂した人材育成基本方針に基づき、めざすべき職員像として定めている「使命感をもち、常に前向きな気持ちで取り組むことができる自律した職員」の育成にむけて各種研修を実施する。

職階別研修については「各職階に求められる役割を遂行し、課題を解決するために必要な研修」であると位置づけ、若手職員には公務員としての自覚や人権意識、基礎的な業務遂行力をまずは身に付けるとともに、組織全体をみながら主体的に行動できる人材に育成していくための研修を実施する。また、幹部職員を含めた管理職の職員には、前例踏襲によらず、時代に即した経営感覚をもって業務の改善と効率化を

進め、限りある経営資源（ヒト・モノ・カネ）をいかに活用するかといったマネジメントを学び、働きやすい職場環境を構築して職員を計画的に育成していくための研修を実施する。

さらに、女性職員のキャリア開発やストレス耐性の強化をテーマにした研修など、社会情勢の変化に対応した研修や外部研修機関への積極的な職員派遣を実施するとともに、自主的に学ぶ機会として動画研修のカリキュラムを広く展開し、次の「研修方針」に掲げる６項目を特に重点に置いて職員研修を実施する。

(2) 研修方針

職員研修の重点目標として、（１）前向きに仕事に取り組む姿勢や心構え、地方公務員として最低限習得すべき、人権、法務、文書事務、財務などの知識の習得など、職員として働くうえで根幹となる資質の向上を図る一般職研修の実施、（２）組織目標を達成するために必要なマネジメントや部下育成など、各職階に求められる能力の向上を図る管理職研修の実施、（３）目的別研修の実施、（４）所管業務における専門能力等の開発支援①（派遣研修等の充実）、（５）所管業務における専門能力等の開発支援②（職場研修等の充実)、（６）自ら能力開発に取り組む意欲的な職員への支援の６項目を設定し、職員の職責に応じた研修を実施する。

(3) 研修体系

- 自主研修 ― 政策研究、通信教育、自主研究、動画研修
- 職場研修 ― 法務、人権、接遇・マナー等
- 集合研修
 - 一般職研修
 - 新規採用職員研修（接遇、フォローアップ）
 - 採用２年目職員研修（レジリエンス、法律基礎、防災）
 - 採用３年目職員研修（業務改善、チームビルディング、防災）
 - 採用４年目職員研修（フォロワーシップ、マッセＯＳＡＫＡ）
 - 採用５年目職員研修（文章力向上）
 - 採用６年目職員研修（セルフマネジメント）
 - 新任主任級職員研修（マネジメント基礎）
 - 管理職研修
 - 新任主査級研修（マネジメント・リーダーシップ、レジリエンス）
 - ２年目主査級研修（政策形成・政策法務）
 - 新任課長代理級研修（アカウンタビリティ、リスクマネジメント）
 - 新任課長級研修（マネジメント【動画】、人事評価）
 - ２年目・３年目課長級研修（政策評価、職場の生産性向上）
 - 部長級・部長代理級研修（隔年実施）
 - 目的別研修
 - 窓口対応研修
 - 手話・点字研修
 - ＯＪＴ研修
 - 実務研修（予算事務及び人事関係事務）
 - 女性のためのキャリア研修
 - 所属長等人権研修
 - 共催研修 ― 情報公開、個人情報保護、行財政改革、人権、環境、男女共同参画等
- 派遣研修 ― 自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、全国建設研修センター、大阪府都市整備推進センター
 おおさか市町村職員研修研究センター（マッセＯＳＡＫＡ）等

7　税務（税制課）

(1)　市税の内訳（税制課）

税目＼年度		令和８年度当初予算額		令和７年度決算額		令和７年度当初予算額	
		予算額	構成比	決算額	構成比	予算額	構成比
		千円	%	千円	%	千円	%
普通税	法定普通税	50,025,904	90.08	49,284,076	89.96	48,860,557	89.96
	市民税	26,740,877	48.15	26,209,231	47.84	25,914,249	47.71
	内 個人	23,687,361	42.65	23,034,832	42.05	22,840,773	42.06
	内 法人	3,053,516	5.50	3,174,399	5.79	3,073,476	5.66
	固定資産税	21,082,706	37.96	20,851,551	38.06	20,776,599	38.25
	内訳 固定資産税	20,843,301	37.53	20,612,146	37.62	20,531,987	37.80
	内訳 国有資産等所在市交付金	239,405	0.43	239,405	0.44	244,612	0.45
	軽自動車税	488,542	0.88	512,216	0.93	505,209	0.93
	市たばこ税	1,713,779	3.09	1,711,078	3.12	1,664,500	3.06
	特別土地保有税	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	法定外普通税	－		－		－	
	小計	50,025,904	90.08	49,284,076	89.96	48,860,557	89.96
目的税	入湯税	27,079	0.05	25,817	0.05	24,903	0.05
	事業所税	1,171,611	2.11	1,204,088	2.20	1,166,119	2.15
	都市計画税	4,310,665	7.76	4,269,515	7.79	4,259,507	7.84
	小計	5,509,355	9.92	5,499,420	10.04	5,450,529	10.04
合計		55,535,259 千円		54,783,496 千円		54,311,086 千円	
対一般会計比率		36.73%		35.22%		36.34%	

※　構成比については、端数処理のため、不突合が生じる場合があります。

(2) 市税の世帯・人口割負担額（税制課）

税目＼年度		令和８年度当初予算額		令和７年度決算額		令和６年度決算額	
		市民１人当り	１世帯当り	市民１人当り	１世帯当り	市民１人当り	１世帯当り
		円	円	円	円	円	円
普通税	法定普通税	145,800	299,377	143,291	295,528	134,155	279,204
	市民税	77,936	160,029	76,202	157,162	68,347	142,243
	固定資産税	61,445	126,168	60,625	125,035	59,385	123,591
	軽自動車税	1,424	2,924	1,489	3,071	1,438	2,993
	市たばこ税	4,995	10,256	4,975	10,260	4,986	10,377
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
	法定外普通税	－	－	－	－	－	－
	小計	145,800	299,377	143,291	295,528	134,155	279,204

目的税	入湯税	79	162	75	155	73	151
	事業所税	3,415	7,011	3,500	7,220	3,459	7,199
	都市計画税	12,563	25,797	12,413	25,602	12,182	25,352
	小計	16,057	32,970	15,989	32,977	15,713	32,702
合計		161,857	332,347	159,281	328,505	149,869	311,906
人口（人）		343,113		343,943		345,589	
世帯数（世帯）		167,100		166,766		166,053	

※　人口及び世帯数は各年の１２月末の数字（ただし、令和８年度は令和８年３月３１日現在）

※　端数処理のため、不突合が生じる場合があります。

(3) 市民税（市民税課）

納税義務者及び調定額の推移

区分			令和７年度		令和６年度		令和５年度	
			納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
			人	千円	人	千円	人	千円
個人	普通徴収	均等割	29,558	89,931	29,903	88,477	29,227	100,972
		所得割	25,737	4,446,857	23,217	4,139,348	25,781	4,215,260
		計	29,558	4,536,788	29,903	4,227,825	29,227	4,316,232
	特別徴収	均等割	147,310	436,276	143,839	429,241	142,568	496,835
		所得割	142,873	18,069,112	131,296	15,870,158	137,871	16,768,976
		計	148,266	18,505,388	144,704	16,299,399	143,460	17,265,811
	合計		177,824	23,042,176	174,607	20,527,224	172,687	21,582,043
特別徴収義務者数			31,143	－	30,784	－	29,468	－
法人	均等割		6,757	868,653	6,607	851,480	6,492	850,060
	法人税割		3,062	2,303,444	2,904	2,215,867	2,794	1,918,078
	合計		6,757	3,172,097	6,607	3,067,347	6,492	2,768,138

(4)　固定資産税（資産税課）

①　固定資産税納税義務者及び調定額の推移

現年課税分（過年度分含む）

区分	令和７年度		令和６年度		令和５年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
	人	千円	人	千円	人	千円
土地	108,805	8,155,384	108,651	8,133,199	108,363	8,009,209
家屋	108,117	9,720,935	107,959	9,445,591	107,709	9,424,825
償却資産	3,227	2,733,785	3,233	2,691,885	3,313	2,600,131
小計	123,264	20,610,104	123,308	20,270,675	123,224	20,034,165
交付金	9	239,405	9	244,612	14	248,834
合計	123,273	20,849,509	123,317	20,515,287	123,238	20,282,999

注１）　土地と家屋の納税義務者は重複があるため、小計・合計欄は不突合が生じます。

② **土地・家屋別**（概要調書による）

区分		令和７年度			令和６年度			令和５年度		
		総数	前年比	構成比	総数	前年比	構成比	総数	前年比	構成比
土地	田	筆 10,129	% 99.5	% 6.1	筆 10,185	% 98.3	% 6.1	筆 10,365	% 98.1	% 6.2
	畑	2,273	99.1	1.4	2,294	99.1	1.4	2,314	98.7	1.4
	宅地	136,504	100.0	82.2	136,533	100.3	82.1	136,125	100.3	82.0
	山林	8,333	99.5	5.0	8,374	99.9	5.0	8,381	98.8	5.0
	原野	180	100.6	0.1	179	100.6	0.1	178	101.1	0.1
	池沼	89	97.8	0.1	91	100.0	0.1	91	98.9	0.1
	雑種地	8,547	98.5	5.1	8,678	101.4	5.2	8,556	99.9	5.2
	計	166,055	99.8	100.0	166,334	100.2	100.0	166,010	100.0	100.0
家屋	木造	棟 81,676	% 100.1	% 69.4	棟 81,609	% 100.1	% 69.4	棟 81,560	% 100.1	% 69.3
	非木造	35,991	99.9	30.6	36,045	99.9	30.6	36,064	100.1	30.7
	計	117,667	100.0	100.0	117,654	100.0	100.0	117,624	100.1	100.0

注１）構成比については、端数処理のため不突合が生じる場合があります。

注２）上表は非課税物件を除いたものです。

(5) 都市計画税納税義務者及び調定額の推移（資産税課）

現年課税分（過年度を含む）

区分	令和７年度		令和６年度		令和５年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
土地	人 103,239	千円 2,229,005	人 103,168	千円 2,222,519	人 102,752	千円 2,190,829
家屋	102,673	2,040,243	102,478	1,985,705	102,208	1,978,430
合計	113,243	4,269,248	113,246	4,208,224	113,032	4,169,259

注１）　土地と家屋の納税義務者は重複があるため、合計欄は不突合が生じます。

(6) 令和 8 年度市税の一覧（税制課）

<table>
<tr><th>区分
税目</th><th>税率等</th></tr>
<tr><td>市民税</td><td>
・個人均等割　3,000 円

・個人所得割　課税総所得金額の 6%

・法人均等割

※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>従業者数</th><th>税率（年額）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金等の金額が 50 億円を超える法人</td><td>50 人超</td><td>360 万円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>49 万 2 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人</td><td>50 人超</td><td>210 万円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>49 万 2 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人</td><td>50 人超</td><td>48 万円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>19 万 2 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人</td><td>50 人超</td><td>18 万円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>15 万 6 千円</td></tr>
<tr><td>資本金等の金額が 1 千万円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>14 万 4 千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の法人</td><td>6 万円</td></tr>
</table>
・法人税割　$\frac{14.7}{100}$（平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年度分）

$\frac{12.1}{100}$（平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度分）

$\frac{8.4}{100}$（令和元年 10 月 1 日以後に開始した事業年度分）
</td></tr>
<tr><td>固定資産税</td><td>
・課税標準の　$\frac{1.4}{100}$

・免税点　土地　30 万円未満

家屋　20 万円 〃

償却資産　150 万円 〃
</td></tr>
</table>

軽自動車税

・原動機付自転車
　５０cc 以下（定格出力 0.6kW 以下）　年額　2,000 円
　１２５cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下　〃　2,000 円
　５０cc を超え９０cc 以下（定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下）　〃　2,000 円
　９０cc を超え１２５cc 以下（定格出力 0.8kW 超 1.0kW 以下）　〃　2,400 円
　ミニカー　〃　3,700 円
・二輪の小型自動車　〃　6,000 円
・軽自動車　二輪のもの　〃　3,600 円
・小型特殊自動車　農耕作業用のもの　〃　2,400 円
　その他のもの　〃　5,900 円

・軽自動車（三輪・四輪）

初めて道路運送車両法による車両番号の指定を受けた年月（初度検査年月）により税率が異なります。

軽自動車区分（三輪・四輪）（660cc 以下）	令和８年度の税額（年額）		
	旧税率①	税率②	重課税率③
	初度検査年月が平成 27 年３月まで	初度検査年月が平成 27 年４月以降	①、②のうち、初度検査年月から１３年を超えた車両
三輪	３，１００円	３，９００円	４，６００円
四輪乗用自家用	７，２００円	１０，８００円	１２，９００円
四輪乗用営業用	５，５００円	６，９００円	８，２００円
四輪貨物自家用	４，０００円	５，０００円	６，０００円
四輪貨物営業用	３，０００円	３，８００円	４，５００円

上の表の税率②の対象車両のうち、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに新規取得した一定の環境性能を有する電気自動車や燃費基準達成車など（新車に限る）については、取得の翌年度（令和８年度）に限り税率が軽減され、次の表の④⑤のいずれかの税率が適用されます。

軽自動車区分（三輪・四輪）（660cc 以下）	軽課／令和８年度の税額(年額)	
	概ね５０％軽減④	概ね７５％軽減⑤
	令和２年基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90％達成車	電気自動車及び天然ガス自動車
三輪	２，０００円（乗用営業用のみ）	１，０００円
四輪乗用自家用	適用なし	２，７００円
四輪乗用営業用	３，５００円	１，８００円
四輪貨物自家用	適用なし	１，３００円
四輪貨物営業用	適用なし	１，０００円

税制改正に伴い、令和８年４月１日で軽自動車税の環境性能割が廃止され、従前

	の「軽自動車税（種別割）」が「軽自動車税」と改められました。
市たばこ税	令和３年１０月１日から１，０００本につき６，５５２円
特別土地保有税	・平成 15 年度以降の土地の保有又は取得に対する新たな課税は停止
入湯税	・宿泊する者　150 円　　・宿泊しない者　75 円
事業所税	資産割　各事業所床面積の合計面積 1 ㎡につき 600 円 免税点　1,000 ㎡以下 従業者割　従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 免税点　100 人以下
都市計画税	土地・家屋の課税標準の $\frac{0.3}{100}$
国有資産等所在市交付金	算定標準額（前年の 3 月 31 日現在において国有財産台帳等に記載された価格）の $\frac{1.4}{100}$